

外国法事務弁護士の活動形態について

資料3

取扱い可能な案件の比較

	日本法	外国法	
		A国法	B国法
【弁護士】			
① 弁護士(※1)	○	○	○
【外国法事務弁護士】			
② 外国法事務弁護士(A国)(※1)	×	○	△(※4)
③ 外国法事務弁護士(B国)(※1)	×	△(※3)	○
【外国法共同事業】			
④ 外国法共同事業(※2)	○	○	○
【弁護士法人】			
⑤ 弁護士法人	○	○	○
【外国法事務弁護士法人】			
⑥ 外国法事務弁護士法人(A国外弁)	×	○	△(※4)
⑦ 外国法事務弁護士法人(B国外弁)	×	△(※3)	○
⑧ 外国法事務弁護士法人(A国外弁+B国外弁)	×	○	○
【混合法人】			
⑨ 混合法人	○	○	○

※1 単独開業，共同経営又は被雇用の形で業務に従事している。

※2 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士又は弁護士法人とが，組合契約その他の継続的な契約により，共同して行う事業であって，法律事務を行うことを目的とするものをいう。

※3 A国法の有資格者からの書面による助言を受けることが必要。

※4 B国法の有資格者からの書面による助言を受けることが必要。

法人化のメリット

- **ワンストップで法律事務全般の提供が可能**
 - ・ 資格取得国が異なる者を含む複数の外国法事務弁護士と弁護士が法人として組織化されることにより，ワンストップで，外国法及び日本法に関する法律事務全般を提供することが可能になる。
- **複数の事務所の設置が可能**
 - ・ 多様な法律サービスを全国的に提供することが可能になる。
- **業務の継続性，安定性，依頼者の保護**
 - ・ 法人が受任主体となることにより，業務担当者の交代等が円滑になる。
 - ・ 社員が法人と連帯して責任を負うことから，依頼者に対する事務所の賠償能力が強化される。
 - ⇒ 継続的，安定的な法律事務の提供が可能となり，依頼者の地位も安定・強化される。
- **業務提供の基盤の拡大**
 - ・ 法人名義での財産の保有・借入れ・従業員の雇用等が可能となる。
 - ⇒ 業務提供の基盤を拡大・強化しやすくなる。